

行政処分を受けた場合の対応について（更新）

当部会は、おとり広告などの「違反物件情報」及び違反広告を繰り返すなど改善する見込みが低い「不動産事業者情報」を当部会構成会社（下表参照）間で共有し、インターネットにおける不動産広告の適正化に向けた方策を実施しております。同構成会社5社のうち、アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、株式会社LIFULL、株式会社リクルートの4社は、従来、一般消費者への被害拡大を防止するため、不動産事業者が、「宅地建物取引業法」又は「不当景品類及び不当表示防止法違反」により行政処分を受けた場合、それぞれが運営する不動産情報サイトへの広告掲載の一定期間の停止又は契約解除とする施策を行っております。このたび、2026年4月よりLINEヤフー株式会社においても、同施策を実施していくことになりました。

<ポータルサイト広告適正化部会 構成会社>

会社名	所在地	運営サイト名
アットホーム株式会社	東京都大田区	a t h o m e
株式会社CHINTAI	東京都港区	CHINTAI
株式会社LIFULL	東京都千代田区	LIFULL HOME'S
LINE ヤフー株式会社	東京都千代田区	Yahoo!不動産
株式会社リクルート	東京都千代田区	SUUMO

以上